

指導資料

特別支援教育 第145号

- 幼稚園，小・中学校，高等学校対象 -
平成19年5月発行

鹿児島県総合教育センター

通常の学級における障害のある児童生徒と 周囲の児童生徒との相互理解の進め方

ノーマライゼーションの理念が進展する中、平成16年6月の障害者基本法の一部改正において、「障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」という条項が新たに加えられた。このような動きの中で、学校等においては相互理解の取組が推進されつつある。

また、現在、県内の小・中学校では特別支援教育の理解が進み、LD等の障害のある児童生徒への支援が展開されている。通常の学級での支援を進めるに当たって大切なことは、周囲が当該児童生徒への支援を「特別扱い」といった不平等感として受け止めることのないように留意し、障害のある児童生徒と周囲の児童生徒との相互理解を図ることである。

しかし、当センターが平成17年度に小・中学校を対象に実施した実態調査によると、特別支援教育推進上の課題として、通常の学級の半数以上の担任が「学級内の理解と受入れ」を挙げており、相互理解の取組が困難である様子がうかがえる。

そこで本稿では、通常の学級において障害のある児童生徒と周囲の児童生徒との相互理解を図るための取組の進め方について述べる。

1 相互理解を進めるための基盤づくり

相互理解を図る取組を進めるに当たって基盤となるのは、児童生徒を取り巻く関係者の、障害についての正しい知識・理解であり、児童生徒一人一人を大事にする学級経営である(図1)。

(1) 教職員の正しい理解

通常の学級においては、障害のない児童生徒と、特別支援学級等に在籍する児童生徒やLD等の児童生徒など、様々な教育的ニーズのある児童生徒が共に学習することが多い。教師がそのような学習集団の中で障害のある児童生徒を適切に支援し、周囲の児童生徒との相互理解を図るためには、学校内

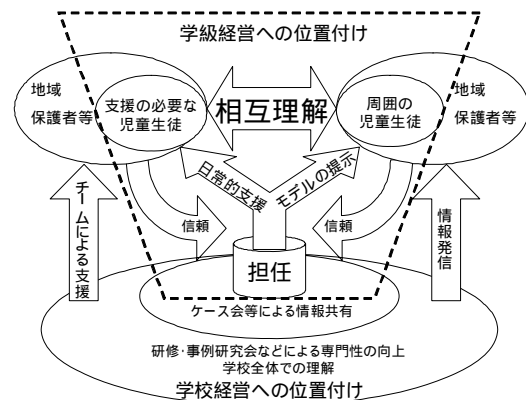


図1 相互理解を図るための取組の概念図

外を問わず、あらゆる研修の機会を通して、障害についての幅広い知識を身に付けていく必要がある。

また、当該児童生徒における、生活上の困難さや支援の必要性、周囲の児童生徒の感じ方や対応などについて、ケース会等を通じた複数の教職員での検討と情報共有が大切である。こうして得られた対応策や情報は、個人情報保護に十分に留意しながら、事例研究会等を通して学校全体で研修し、教職員の専門性を深め、指導力の向上を図るようにしたい。

(2) 保護者等への理解・啓発

担任等による支援を受けている児童生徒自身あるいは周囲の児童生徒は、「どうして　さん（私）だけ…」という疑問を抱く場合がある。そうした疑問に適切に対応するためには、保護者の理解も必要である。そこで、学校から保護者等に積極的に情報を発信していくことが重要となる。まず、「障害の有無にかかわらず一人一人の教育的ニーズに適切に応じる」といった視点で、特別支援教育に関する取組を学校経営方針あるいは努力点に明確に位置付け、学校便りや日曜参観、地域懇談会などを利用して理解を深めたい。

(3) 一人一人を大事にする学級経営

周囲の児童生徒が、担任による障害のある児童生徒への日常的な支援を「特別扱い」と誤解せず、当該児童生徒の困難さを理解し、望ましいかかわり方のモデルとして受け入れていくためには、児童生徒同士が互いの個性を認め合い、尊重し合うような学級の雰囲気づくりが必要となる。

そこで学級においては、「特定の児童生徒だけでなく学級の一人一人を大事にする」姿勢を学級経営方針に明確に位置付け、学級通信等を利用して、より具体的な情報発信を継続して行い、児童生徒及び保護者の信頼を得ておくことが大切である。

2 互いの個性を認め合う学級集団づくり

互いの個性を認め合い、尊重し合う学級集団づくりには、児童生徒の成長に合わせた系統的・発展的な取組が必要である。

すでに各学校においては、生徒指導や人権教育などと関連して、自己理解・他者理解を深める取組や自尊感情を高める取組など、望ましい学級集団を育成する指導が展開されている。今後、こうした取組に「一人一人のニーズにこたえる」といった特別支援教育の視点を加えていくことで、障害のある児童生徒と周囲の児童生徒の相互理解にもよい影響を及ぼすものと考えられる。

具体的には図2に示したように、各学年段階で身に付けたい内容を整理し、教育課程に位置付けたり、週時程の中で学級集団づくりの時間を設定したりして、意図的・計画的に取り組むことが重要である。

発達段階	身に付けたい内容	体験等
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 保育の中で、障害の有無にかかわらず様々な子どもたちと遊ぶ。 相手がどんな気持ちかを考える。 	障害のある人とのふれあい体験 障害の疑似体験 障害名の使用
低学年	<ul style="list-style-type: none"> 絵本や紙芝居を通して障害について知る。 誰にでも「得意なこと」や「苦手なこと」があることを知る。 	
小学校 中学年	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害、聴覚障害など、障害のある人の困難さを知る。 一人一人の考え方や感じ方の違いを知る。 	
高学年	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な障害名や困難さ、援助法を知る。 誰もがもっている苦手さに対して自分ができることを考える。 	
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 障害の有無にかかわらず一人一人の違いを個性としてとらえる。 周囲の友達に対して自分のできることを考え、実践する。 	
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインについて学習し、社会の中で支援が展開されていることを知る。 	

図2 発達段階に応じた身に付けさせたい内容(例)

3 児童生徒の状況を踏まえた相互理解の進め方

通常の学級において、障害のある児童生徒が共に学習する際、周囲の児童生徒の理解が十分でない場合は、障害について説明し、理解を求めていく取組が必要になる。特に、進級時の学級編制や中学校等への入学などにより、当該児童生徒についてよく理解していない児童生徒がいる場合は、早急に取り組むことが望ましい。

障害理解の取組を進めるに当たっては、例えば、図3のような手順が考えられる。

(1) 児童生徒の状況の把握

まず、当該児童生徒の障害の状態を把握することが大切である。その上で、通常の学級において、どのような場面でどのように困っているか、どのように困ると予想されるか、どのような支援が必要かなどについて整理する。また、周囲の児童生徒はどのように理解しているか、どのようにかかわっているかなどについても整理する。

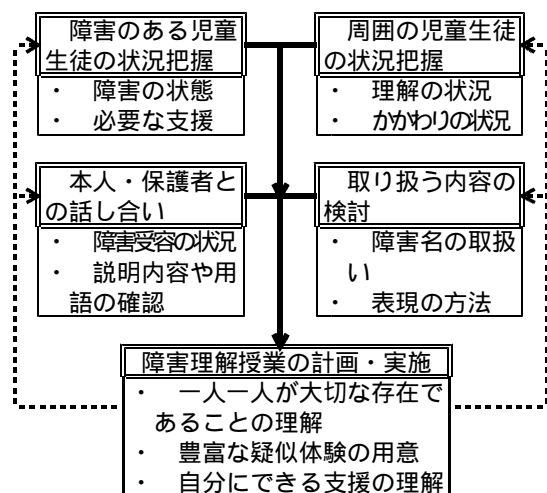


図3 障害理解を図る取組の手順(例)

(2) 内容の検討及び本人・保護者との話し合い

学級全体の児童生徒の障害理解の状況から、相互理解を図るためにはどのような内容を取り扱うかを検討する。検討を行う際は、担任一人だけではなく、学年部の教員あるいは特別支援教育コーディネーターなど複数の教員で学校全体での理解を視野に入れながら行いたい。

また、取り扱う内容によっては、障害のある児童生徒本人の具体的な姿や情報が示されることがある。そのため、本人・保護者との話し合いを十分に行い、共通理解しておくことが不可欠である。特に、障害名については、周囲の児童生徒の理解が不十分な状況では、からかいの対象ともなり得ることに留意したい。本人への障害告知の状況や、保護者の理解の状況、専門家の意見も含めて、慎重な取扱いが必要である。

(3) 障害理解授業の実施と評価・改善

授業を行う際には、障害のある児童生徒のみに焦点を当てるのではなく、障害の有無にかかわらず、一人一人が大切な存在であるという視点を大切にしたい。

授業の実施後は、事後の反省とともに改めて児童生徒の状況把握を行い、再度授業を実施し、不足した情報を補うようにする。また、疑似体験を取り入れる際は、1・2回程度の少ない体験では「困難さ」だけが伝わるが多く、「かわいそうだ」という表面的な理解に留まりやすい。そこで、年間を通して繰り返し体験する場面を設定し、どんな支援が必要かにまで気付くことができるようにしていくことが重要である。

4 相互理解を進めるための取組の実践例（A小学校）

1 学校の状況 児童数：420 学級数：16（特別支援学級1：知的障害児童2人在籍） 特別な教育的支援を必要とする児童：18人（難聴児童1人を含む）								
2 相互理解を進めるための基盤づくり		本文図1と関連						
<table border="1"> <tr> <th>教職員の専門性を高める取組</th> <th>保護者等の理解を促す取組</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の校内研修（年3回） 校内委員会における検討・共通理解 保護者を含めたケース会の実施 事例研究会での検討（年1回） 特別支援教育便りの発行（特別支援教育コーディネーター） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 学校便りでの特別支援教育の紹介 日曜参観における外部講師の講話 地域懇談会での情報発信 家庭教育学級での講話 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営への位置付け 学級経営への位置付け 関係機関との連携（特別支援学校、通級指導教室） </td> </tr> </table>	教職員の専門性を高める取組	保護者等の理解を促す取組	その他	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の校内研修（年3回） 校内委員会における検討・共通理解 保護者を含めたケース会の実施 事例研究会での検討（年1回） 特別支援教育便りの発行（特別支援教育コーディネーター） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校便りでの特別支援教育の紹介 日曜参観における外部講師の講話 地域懇談会での情報発信 家庭教育学級での講話 	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営への位置付け 学級経営への位置付け 関係機関との連携（特別支援学校、通級指導教室） 		
教職員の専門性を高める取組	保護者等の理解を促す取組	その他						
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育の校内研修（年3回） 校内委員会における検討・共通理解 保護者を含めたケース会の実施 事例研究会での検討（年1回） 特別支援教育便りの発行（特別支援教育コーディネーター） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校便りでの特別支援教育の紹介 日曜参観における外部講師の講話 地域懇談会での情報発信 家庭教育学級での講話 	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営への位置付け 学級経営への位置付け 関係機関との連携（特別支援学校、通級指導教室） 						
3 学年段階における相互理解の取組（抜粋）								
本文図2と関連								
	低学年	中学年	高学年					
内容	自分や友達の得意なことや苦手なことを知る。	一人一人の考え方や感じ方の違いを知り、認め合う。	誰もがもつ苦手さに対する自分なりの協力について考え、実践する。					
取組の場	帰りの会等でのソーシャルスキルトレーニング、人権教育週間での講話、地域の特別支援学校との交流及び共同学習							
	各学級への障害に関する絵本・紙芝居の整備		総合的な学習の時間における障害理解学習（困難さの疑似体験を含む）					
4 障害理解学習の取組例（第5学年）（B：難聴児童，C：特別支援学級交流児童）								
【学級の状況】		【総合的な学習の時間の取組】						
低学年のころから学級集団づくりに取り組んでいるが、毎年学級編制があり、児童の入れ替わりが多い。病院からADHDの疑いを指摘されている児童が在籍している。一人一人の考え方の違いを尊重しようとする雰囲気はできつつあるが、友人関係のトラブルも多い。B・C児へのかかわりは相互にあるが、うまく話が伝わらなくてもそのままにしておくなど表面的である。		単元・時数	「だれにでもやさしい5年 組にしよう」（全8時間）					
目標	全体	友達の感じている困難さを具体的に知り、自分にできる支援を考える。						
	B児	誰にでも困難さがあることを知り、自分に必要な支援を考える。						
	C児	周囲の児童の発表を聞き、いろいろな考え方があることに気付く。						
活動内容（抜粋）		<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害や補聴器についての説明を聞く。 聞こえにくさの疑似体験を通して、具体的な困難さに気付く。 聞こえにくい状態でも、情報を得る手段があることを知る。 聞こえにくさ以外にも、誰でも苦手なことがあることに気付く。 友達の苦手さに対して、自分が協力できることを考える。 						

A小学校では、教職員や保護者の理解、児童同士の相互理解などについて計画的な取組を行っている。障害理解学習の取組例では、担任が事前にB児・保護者と十分に話し合い、その内容を学習に取り入れた。その結果、周囲の児童は文字にして伝えたり繰り返し伝えたりするなど、かかわりに工夫がみられ、また、B児自身も周囲の児童に分かりやすく伝えようとする姿が見られるようになった。

障害のある児童生徒と周囲の児童生徒の相互理解を進めるためには、問題が発生したときだけでなく、環境調整を含めた日常的な取組を蓄積していくことが重要である。教職員や保護者などの理解を基本としながら、特定の学級や学年に限らず、学校全体での系統的・発展的な取組が期待される。

【参考文献】

横尾 俊 他 『通常の学級における障害理解のためのツール開発に関する研究』平成18年 国立特殊教育研究所

（特別支援教育研修課）